

第15節 広域応援体制整備計画

第1項 市町村間の相互協力体制の整備

第2項 県、市と自衛隊との連携体制の整備

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

《 基本方針 》

大規模災害における応急対策をより迅速・的確に実施するためには、広域的な支援・協力体制が不可欠であることから、各関係機関において相互応援の協定を締結する等、平素から応援体制を整備しておくものとする。

《 現況/課題 》

本市では、大規模な災害が発生した場合、その被害を最小限に防止するための相互応援協定が下記のとおり締結されている。

- ① 消防組織法39条に基づく佐賀県三養基郡基山町と福岡県筑紫郡筑紫町に間の消防相互応援協定
(昭和42年6月16日締結)
 - ② 福岡県消防相互応援協定(平成18年10月10日締結)*1
 - ③ 福岡都市圏市町村消防相互応援協定(平成18年10月10日締結)*2
 - ④ 筑紫野市・小郡市・朝倉郡筑前町消防相互応援協定(平成17年3月22日締結)
 - ⑤ 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定(平成17年4月26日締結)*3
 - ⑥ 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領(平成17年4月26日締結)*4
- この他の協定・覚書等防災体制の拡充が必要である。

第1項 市町村間の相互協力体制の整備

《 計画目標 》

1. 市町村間の相互協力体制の整備

市は、平素から災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定に基づく相互応援の体制整備を推進する。

第2項 県、市と自衛隊との連携体制の整備

《 計画目標 》

1. 県、市と自衛隊との連携体制の整備

県、市及び自衛隊は、「福岡県大規模災害対策連絡協議会設置要綱(平成7年8月設置)」にお

*1 ● 資料 2.15.1 「福岡県消防相互応援協定書」

*2 ● 資料 2.15.2 「福岡都市圏市町村消防相互応援協定書」

*3 ● 資料 2.15.3 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定」

*4 ● 資料 2.15.4 「災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する実施要領」

る協議や防災訓練の実施等を通じて、平素から連携体制の強化を図り、あらかじめ自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるよう必要な事項を取り決めるとともに、相互の情報連絡体制の充実に努めるものとする。

第3項 防災関係機関の連携体制の整備

《 現況/課題 》

消防本部では、消防の相互応援協定が締結されている。特に、広域的なものとして、「福岡県消防相互応援協定」、県境隣接を対象としての「福岡佐賀県境隣接常備消防応援協定」がある。

《 計画目標 》

1. 関係機関の体制整備

(1) 警察（筑紫野警察署）

警察は、広域緊急援助隊の運用に関し平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

(2) 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体勢の整備に努めるものとする。